

雇用だより

平成28年8月号

岩船郡村上市雇用対策協議会
ハローワーク村上



会長就任のご挨拶

岩船郡村上市雇用対策協議会
会長 齋藤 研

晩夏の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
当協議会の運営につきましては、日頃より格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
私こと、このたび当協議会会長に就任しました齋藤社会保険労務士事務所の齋藤と申します。気持ちを引き締めて役目に取り組む覚悟です。前任の永田会長同様、よろしくお願い申し上げます。
さて、若年者雇用促進法が施行され、管内においても若い人の地元定着が大きな課題となっています。若い人の定着率や勤労意欲の低下が見られ、就職して3年以内に離職する若い人の率が高くなっています。
当協議会では、アクセス就職ガイダンス、新入社員セミナー等を開催し、積極的に若い人の地元定着に取り組んでいるところですが、各企業においても、今年の広域圏雇用促進懇談会のテーマでもある「魅力ある職場づくり」を目指して、より一層の雇用環境の改善に取り組むことが望まれます。
今後とも、企業・学校・行政と連携し、管内の雇用の安定と当協議会の円滑な運営に努める所存です。皆様のご協力ご支援を心よりお願い申し上げます。
最後になりましたが、会員皆様の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、就任のご挨拶といたします。

雇用対策協議会定時総会、表彰式、広域圏雇用促進懇談会を開催

去る6月3日（金）、岩船郡村上市雇用対策協議会の定時総会が夕映えの宿ホテル汐美荘で開催され、「平成27年度事業経過報告並びに収支決算」、「平成28年度事業計画並びに収支予算」等について審議が行われ承認されました。また、役員任期満了に伴う改選が行われ、新会長には齋藤社会保険労務士事務所 齋藤所長（改選前は副会長）、新副会長には株式会社ゴーナイエレクトク 郷内代表取締役社長（改選前は理事）が選任されました。

雇用情勢は回復基調であり、人材確保が困難となるなど様々な課題が山積しておりますが、地域発展のため、よろしくお願いいたします。2期4年に渡り会長を務めていただきました株式会社永徳 永田代表取締役社長におかれましては、長い間、雇用対策協議会のかじ取りを有難うございました。引き続き理事として地域発展のためにご協力をお願いいたします。

その後の広域圏雇用促進懇談会では、社会保険労務士ヒロイ事務所 廣井所長様より、「魅力ある職場づくり～働き甲斐のある会社、生産性の向上を目指して～」と題して講演していただきました。廣井所長様は日頃より、労働紛争を未然に防止し、働きやすい職場環境を整備することにより企業の業績アップにつながるサポートを心掛けておられることから、実体験なども交え、分かり易く働きがいのある職場構築に向けた労働条件の改善や人事制度の充実等をご説明いただきました。

定時総会後には表彰式が行われ、次のとおり高年齢者雇用、障がい者雇用及び優良勤務障がいの者の表彰を行いました。

★高年齢者雇用優良事業所表彰

株式会社 ホテル汐美荘 様

★障がい者雇用優良事業所

株式会社 ルミナスジャパン 様

★優良勤務障がい者

阿部 光義 様（株式会社 ルミナスジャパン様勤務）



アクセス2017・就職ガイダンスを開催しました

当協議会では、7月11日（月）に平成29年3月高等学校卒業予定者を対象とした求人説明会「アクセス2017・就職ガイダンス」を開催しました。

開催にあたり当協議会の齋藤会長より、雇用対策協議会では従業員の採用から定着まで支援をしており、このガイダンスもその一環として開催していること、また、秋頃に新卒者や一般求職者を対象とした就職相談会の開催を予定していることなどにつきまして、挨拶と事業説明等がありました。

ガイダンスは34事業所、約140名の生徒の参加があり、各事業所のブースでは、事業所担当者の話を積極的に聞く姿やメモを取る姿が多く見られました。参加した高校生は初めての就職活動となりましたが、進路選択にあたり有益なガイダンスになったのではないかと考えております。

今年も9月16日（金）より採用選考が開始となりますが、地域発展のため、一人でも多くの生徒を採用いただきますようお願いいたします。



齋藤会長の挨拶



ガイダンスの風景

高校生の求人と求職状況をお知らせします

	平成27年度 (平成28年3月卒)	平成28年度 (平成29年3月卒)	増減
求人数 (6月末現在)	166人	192人	15.7%
求職者数 (5月15日現在)	96人 (県外・公務員含む)	75人 (県外・公務員含む)	▲21.9%

今年度も多くの求人を提出いただき、有難うございます。

ハローワークでは、引き続き新卒者求人を受付けております。なお、高校生は、遅くとも8月中旬までには三者面談を行い応募企業を決定しますので、高校生の採用を検討中の事業所におかれましては、早期の求人提出をお願いいたします。

高校生の採用選考が9月16日から始まります

高校生の採用選考が、今年も9月16日から開始されます。

採用選考スケジュールは、7月1日より求人を生徒に公開、その後、会社説明会、会社見学、3者面談などを経て、自身の夢を実現できる応募企業を決定し採用選考に挑むこととなります。

よく言われますように、新規学卒者にとって「就職」は、学生生活から新たに職業生活に入る人生の重大な転機となります。この重要な「就職」を決める採用選考は常に公正であることが求められますが、就職差別につながるおそれのある質問や不要な書類の提出を求めるなどの不適切な事象が、全国的に発生しています。

公正な採用選考の実施にあたりましては、以下に注意いただき取り組んでいただくようお願いいたします（ハローワークには、各種資料を準備しておりますので活用してください）。

- (1) 新規高等学校卒業予定者については、「全国高等学校統一応募用紙」のみを使用してください。
- (2) 面接（作文）では、家族構成や家族の職業などの不適切な質問（テーマ）をしないよう、十分な配慮をしてください。
- (3) 身元調査（家庭訪問等）は一切しないでください。
- (4) 職務遂行上必要な場合以外は、採用選考時の健康診断はやめてください。

* 採用選考は、事前にどのような質問を行うのか、採用の基準はどの程度か等について担当者間で打合せをしておくことが、公正な採用選考の実施につながります。

介護休業を取得予定の方、介護休業給付金を申請予定の事業主の方へ

平成28年8月1日以降に開始する介護休業から 介護休業給付金の 「支給率」や「賃金日額の上限額」が変わります

支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%でしたが、**平成28年8月1日以降に開始する介護休業*からは、67%の支給**となります。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおり40%を支給。

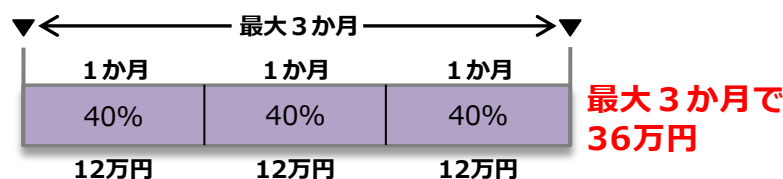
なお、平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

<支給額の比較>

【例】休業開始時賃金日額1万円の方が3か月（1か月を30日とした場合）介護休業を取得した場合の総支給額

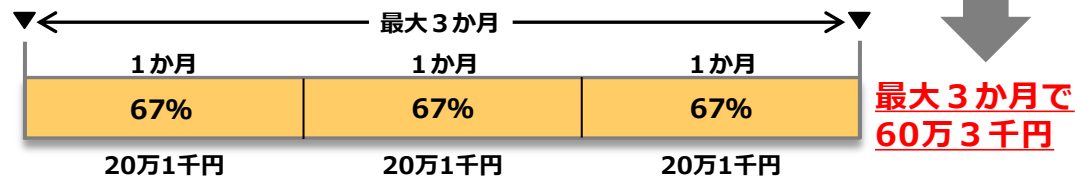
【これまで】介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数(30日) × 40%

平成28年7月31日
までに介護休業を
開始した場合



【変更後】介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数(30日) × 67%

平成28年8月1日
以降に介護休業を
開始した場合



賃金日額の上限額

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額が、**平成28年8月1日以降に開始する介護休業*から、引き上げられます。**

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおりの上限額。

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（一定の年齢ごとに区分）をもとに決められています。これまでは「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用します。

【例】賃金日額が15,000円の方（※介護休業開始時の年齢を問わず、以下の年齢区分を適用します）

平成28年7月31日までに介護休業を取得した場合

→ 上限額 = 14,210円 *（「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用） = 賃金日額は、**14,210円**

平成28年8月1日以降に介護休業を開始した場合

→ 上限額 = 15,620円 *（「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用） = 賃金日額は、**15,000円**

*平成28年7月31日までの賃金日額の上限額であり、平成28年8月1日以降、各年齢区分の賃金日額の上限額は変更されます。

【注意点】平成28年8月1日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し、13%（平成28年7月31日までに介護休業を開始した方は40%）を超えるとときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

※介護休業給付金支給申請書には、マイナンバーの記載が必要です。

